

[事案 2025-8] 就業不能給付金支払請求

・令和 8 年 6 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

約款上の就業不能状態に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 12 月以降、就業不能状態にあるとして、平成 29 年 5 月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、令和 3 年 12 月分から令和 5 年 5 月分については支払われたが、令和 5 年 6 月分以降については約款に定める就業不能状態に該当しないとして不支払いとなった。その後、令和 6 年 5 月に再度就業不能給付金を請求したところ、令和 5 年 8 月から令和 6 年 2 月分については支払われたが、間の令和 5 年 6 月および 7 月分については約款に定める就業不能状態に該当しないとして不支払いとなった。しかし、本請求分の前後を通じて就業不能と判断され、就業不能給付金を支払われたのであり、症状も治療状況も変化はないものであるため、令和 5 年 6 月および 7 月分についても就業不能給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の主治医に対する照会書兼回答書の内容を踏まえて、令和 5 年 6 月および 7 月分については、就業不能状態に該当しないと判断したものである。
- (2) 照会書兼回答書によれば、座業・軽労働は短時間であれば可、日常生活動作もほぼ自立としており、在宅療養には該当しない。
- (3) 照会書兼回答書の内容に基づくと、本請求期間の前後で症状・治療状況に変化がないとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 在宅療養については、「2023 年 6 月 10 日から 2023 年 7 月 11 日」における在宅療養の「指示をした」ものとして記載があり、在宅療養期間中の軽労働、座業についてはいずれも「不可能」とされ、業種や勤務時間の短縮を考慮すれば就労が可能かどうかについても「いいえ」と丸がされており、A 医師から引継ぎを受けた B 医師においても、本請求期間の申立人の状態が就業不能状態に該当すると回答したものといえる。
- (2) 裁定審査会が独自に求めた第三者の専門医の意見でも、掌蹠膿疱症性骨関節炎は膠原病に分類される進行性疾患であり、特別な治療介入がない限り、短期間で症状が急速に改善す

ることは通常想定されない旨、診療録を確認する限り、2023 年 6 月から 7 月にかけて症状が軽快したことを示す記載は認められず、治療内容は通院状況にも大きな変化が見られない旨、本件請求期間に症状が改善していたと判断すべき積極的根拠は存在せず、医学的経過から見て就業不能状態が継続していたと考えるのが合理的である旨等の回答がなされている。

- (3) 上記の第三者の専門医の意見は、本請求期間の前後で症状に違いがあるかという点に重点を置いた回答であったため、裁定審査会はさらに、第三者の専門医に対し、申立人の症状がそもそも就業不能状態にあったと医学的に判断できるかについて再度確認を行った。それに対する第三者の専門医の意見でも、本請求期間の診療経過をみると疼痛症状は持続しており症状の明らかな改善を示す記載は確認されない旨、本請求期間以前の診療録では安静時腰痛が強くヒュミラを 5 カ月使用しても無効であり、ステロイドは 15mg まで増量されたうえ、その後 10mg で継続されている旨、2022 年 9 月から 2023 年 2 月にかけて麻薬の使用や硬膜外ブロック等の治療が行われたが十分な改善なく終診となっている等の経過から疼痛は一過性ではなく治療を行っても改善しにくい状態が持続していたと考えられる旨の回答がなされている。また、保険会社が指摘する回答書における外出可能性やその時間の各記載を踏まえても、労働や一定時間の外出や座位保持が可能であることは、限られた動作や短時間の活動ができることを示すにとどまり、現実の就労として継続的かつ安定的に労務を提供できることを意味しないこと、慢性疼痛が強い症例では、短時間の動作や外出が可能でも、それを日常的に反復継続することは困難とあり得ること等が示され、結論として、一時的な不調ではなく、就労が難しい状態が続いていたものと考えられる旨の判断が示されている。